北朝における東清河崔氏

――崔鴻『十六国春秋』編纂の背景に関する一考察――

梶山智史

【要約】本稿は北魏後期に史学を掌る家として繁栄した東清河崔氏一族の動向を辿り、その中で一族出身の崔鴻が五胡十六国の史書『十六国春秋』を編纂した背景について考察した。この一族は五世紀後半に南朝宋から北魏に帰順した。崔鴻の伯父崔光は深い学識をもとに北魏後期の漢化を志向する政治で活躍した。注目すべきは、長く国史編纂を担当したことである。一方、崔鴻も学識をもって北魏に仕えて起居注編纂などに携り、崔光の死後は国史編纂を受け継いだ。かかる境遇にあった彼が編纂した『十六国春秋』は、国号「魏」を定めた道武帝以降を叙述対象とする崔光の国史を前提とし、国史以前の歴史をまとめたものであった。しかし十六国史の位置づけは北魏の前身である代国の歴史とも関わる難しい問題であり、『十六国春秋』の筆法は代国を軽視していると批判される可能性があった。崔鴻の死後に同書が公開されると果して批判が噴出し、その影響で一族は没落したのである。

史林　九六巻六号　二〇一三年一一月

はじめに

四世紀初めから五世紀半ばの華北の歴史を五胡十六国時代、あるいは十六国時代と呼ぶことは今日自明となっている。この「十六国」という歴史認識が、北魏の崔鴻が撰した『十六国春秋』によって最初に提示されたものであることは広く知られている。この書は残念ながら既に散佚したが①、その編纂について『魏書』巻六七、崔鴻伝にはこう記される。

鴻弱冠にして便ち著述の志有り。晋魏の前史を見るに皆な一家を成し、措意する所無し。劉淵・石勒・慕容儁・苻健・慕容垂・姚萇・慕容徳・赫連屈孑・張軌・李雄・呂光・乞伏国仁・禿髪烏孤・李暠・沮渠蒙遜・馮跋等、並びに世故に因りて、一方に跨僭し、各おの国書有るも、未だ統一有らざるを以て、鴻乃ち撰して十六国春秋と為し、勒して百巻と成す。其の旧記に因りて、時に増損褒貶有るなり。

崔鴻は若くして「著述の志」を抱いていたが、晋魏以前の歴史についてはみな既に完成された史書が存在していたため意を留めることはなかった。一方、四世紀初めから華北各地に割拠した国々の歴史については、各国で国書が作られていたが統一されていなかった。そこでそれらの国書を基にして『十六国春秋』を編纂したという。ただ、『十六国春秋』の出現によって「十六国」という歴史認識がただちに定着したわけではなかった。『魏書』崔鴻伝では上掲の記事に続けて次のように記す。

鴻二世江左に仕う、故に僭晋・劉・蕭の書を録さず。又た識者之を責むるを恐れ、未だ外に出だし行わず。世宗其の撰録を聞き、散騎常侍趙邕を遣わして鴻に詔して曰く、「聞くならく、卿は諸史を撰定し、甚だ條貫有りと。便ち成る者に随いて送呈すべし、朕当に機事の暇に於いて之を覧るべし。」と。鴻、其の書国初と相い渉る有り、言は体を失うこと多し、且つ未だ訖らざるを以て、迄に奏聞せず。

これによれば、『十六国春秋』は東晋南朝の記録を収録しておらず、また北魏初期の歴史と関わる部分で記述に「失体」が多くあったため、崔鴻はこの書を宣武帝から見せるように請われたが結局見せなかったという。ここから、『十六国春秋』は当時において必ずしも万人を納得させるものではなく、むしろ批判される可能性を内包していたことがわかる。後世、「十六国」という歴史認識を提示した史書として認知されることになったこの書も、成立当初には公開するのが憚られる代物だったのである。

『十六国春秋』編纂の背景については、北魏の正統観念との関連のもとに論じた川本芳昭氏の研究がある。[2] 川本氏は、

太和一六年（四九二）正月に孝文帝によって北魏の行次を水徳と定めて、金徳の西晋を継ぐ正統王朝と位置づける詔が下されたことにより、西晋滅亡から北魏建国までの間に中原に興亡した諸国はすべて非正統であるとする歴史認識が発生し、この認識を背景として『十六国春秋』が編纂されたとする。この論は大変明快であり従うべきであるが、ただ氏の場合、十六国・北朝における正統観の変遷の解明に主たる関心があるため、『十六国春秋』編纂をめぐる事情の詳細についてはなお検討の余地を残しているようである。特に上記のごとくこの書が当初公開すら憚られるものであったことについては、未だ十分に考察されていないように思われる。

なぜ崔鴻は批判に晒される可能性を知りながら敢てこの書を編纂したのだろうか。この書を公開するのが憚られるような当時の状況とは具体的にどのようなものだったのか。それらについて探るための試みとして、本稿では崔鴻の家柄と境遇に注目する。崔鴻は清河崔氏の出身とされる。周知のごとく、清河崔氏は漢唐時代における随一の名門漢人貴族である。魏晋南北朝の分裂期においては十六国北朝に仕えたもの、東晋南朝に仕えたもの、南朝と北朝の間を移動したものなど、様々な支族が存在した③。その中で崔鴻の家系は、清河郡東武城県（河北省清河県東北）を本貫と称した他の系統の清河崔氏とは異なり、東清河郡鄒県（山東省淄博市臨淄区）を自らの本貫と称した。この東清河崔氏は五世紀後半に南朝宋から北魏に帰順し、史学を掌る家として繁栄してゆく。本稿ではこの一族の歴史的動向を辿り、その中で『十六国春秋』編纂の背景を探る。あわせて崔鴻が同書の公開を憚った当時の歴史認識をめぐる状況について考察する。

① ただし『十六国春秋』は大量の佚文が残っている。五胡の会編『五胡十六国覇史輯佚』（燎原書店、二〇一二年）には八〇〇条を超える『十六国春秋』の佚文が輯録される。

② 川本芳昭「五胡十六国・北朝時代における「正統」王朝について」（同著『魏晋南北朝時代の民族問題』、汲古書院、一九九八年）。

③ 魏晋南北朝における清河崔氏の変遷については、高詩敏「北朝清河崔氏的曲折発展及其特徴」（『首都師範大学学報（社会科学版）』二〇〇〇年第二期）、夏炎『中古世家大族清河崔氏研究』（天津古籍出版社、二〇〇四年）などがある。また南朝と北朝の間を移動した清河崔氏をはじめとする漢人貴族の動向については、唐長孺「北魏的青齊土民」（同著『魏晋南北朝史論拾遺』、中華書局、一九八三年）や、韓樹峰「青齊豪族在南北朝的変遷」および同「南北対立与清河崔氏的沈浮」

（ともに同著『南北朝時期淮漢迤北的辺境豪族』、社会科学文献出版社、二〇〇三年）などがある。また、劉馳「清河崔氏世系表」（同著『六朝士族探析』、中央広播電視大学出版社、二〇〇〇年）は正史などの文献史料や墓誌などの石刻史料を用いて、隋以前の清河崔氏の各系統の系図を作成する。ただ、これらは群体としての清河崔氏を扱ったもので、東清河崔氏のみに焦点を当てた研究ではない。

第一章　東清河崔氏の来歴

（一）北魏への帰順

四世紀末、後燕は北魏軍の侵攻を度々受けて大乱に陥った。その中で三九八年、鄴（河北省臨漳西南）に鎮守していた後燕の范陽王慕容德は鄴の軍民四万を率いて滑台（河南省滑県東）に移り、燕王を称した（南燕の建国）。翌三九九年には滑台から黄河を渡って青斉地方（山東省）に移動し、広固（山東省青州西北）を都と定めた。この時に多くの河北の漢人貴族が慕容德に従って青斉に移住しており、その中に崔鴻の曾祖父の崔曠もいた。[1] 崔曠は青州の時水のほとりに居を定めた。時水はまたの名を烏水といい、このため崔曠の家系は清河崔氏の中でも「烏水房」と呼ばれる。[2] 四一〇年、南燕は東晋の武将劉裕によって滅ぼされ、やがて青斉は劉裕が建国した宋の領土となった。劉裕は南燕を滅ぼした後、旧南燕の地に青州を設置したが、宋の元嘉九年（四三二）には青州を分割して冀州が僑置され、その属郡の一つとして清河郡が置かれた。[3] 崔曠一族はこの青斉の清河郡を新たな本拠地として、劉宋に仕えた。曾祖父の崔曠は楽陵太守、祖父の崔霊延は長広太守に任ぜられている。

しかし北魏の皇興三年（四六九）、青斉地方は慕容白曜ら率いる北魏軍の侵攻を受けて北魏領となる。北魏は青斉を征服すると、「青斉士望」の当地における勢力を削ぐため、彼らを北魏の首都平城（山西省大同市）近郊に設置した平斉郡に強制移住させた。[4] この中に崔鴻の祖父崔霊延と伯父崔光がおり、また父崔敬友も含まれていたと思われる。なお、崔鴻本人

はこの時にはまだ生まれていない。

平斉郡とは平定した斉地の人々を特別に住まわせる移民区である。ここに強制移住させられた青斉の漢人貴族たちは平斉民・平斉戸と呼ばれ、捕虜として一般民とは異なる立場におかれた。当初、彼らの生活は困窮していたようであり、例えば崔光は「家貧にして学を好む、昼は耕し夜は誦う、傭書して以て父母を養う。」（『魏書』巻六七、崔光伝）とある。このほか平斉民の劉芳、房景伯、崔亮なども傭書によって生計を立てていたという。[5] また、高聰と蔣少游は北方の軍鎮に送られて兵戸とされた。[6]

（二）北魏への出仕

ただ、平斉民は決して隷属的な身分ではなかった。[7] というのは、孝文帝の太和年間になると平斉民は次々に登用されて北魏政権に参加しているからである。彼らの仕官状況をみてみると、例えば先に北鎮に送られて兵戸とされた高聰と蔣少游は太和初めにともに中書博士となった。その後、高聰は給事黄門侍郎・散騎常侍・侍中といった清要の職を歴任し、蔣少游は都水使者・太常卿に至っている。その他、劉芳は太和七年（四八三）に主客郎となり、ついで中書博士を拝し、その後は国子祭酒・侍中・中書令・太常卿などの職を歴任した。房宣明は孝文帝に抜擢されて中書博士となり、洛陽遷都後には議郎に転じた。房堅は太和初にやはり孝文帝に抜擢されて秘書郎となり、ついで司空諮議・斉州大中正となった。房景伯は太和中に李沖の抜擢により奉朝請となり、また司空祭酒・給事中・尚書儀曹郎に任ぜられ、後に輔国将軍・司空長史となった。房景先は太和年間に平斉郡からの帰郷を許され、ついで太学博士となり、後に領尚書郎・斉州中正となった。崔亮は太和初に李沖の推薦により中書博士となり、議郎に転じ、洛陽遷都後は顕官を歴任し、最終的に尚書僕射となり散騎常侍を加えられた。そして崔鴻の伯父崔光も、太和六年（四八二）に中書博士を拝して以来中央官を歴任し、北魏後期の重臣になってゆく。崔光の経歴については後述する。

平斉民登用の背景には、当時の北魏の漢人官僚による後押しもあった。上掲の事例中で房景伯や崔亮が李沖の推薦で仕官したと述べたが、この他にも例えば『魏書』巻四八、高允伝には次の記事がある。

顕祖青斉を平らぐるや、其の族望を代に徙す。時に諸の士人流移して遠く至る、率ね皆な饑寒す。徙人の中、允の姻媾多し、皆な徒歩して門に造る。允は財を散じ産を竭くして、以て相い贍賑し、慰問すること周至なり。其の仁厚に感じざるは無し。其の才能を収め、表奏して用いんことを申す。時に議者皆な新附なるを以て異を致すも、允は材を取りて能を任じ、宜しく抑屈する無かれと謂う。

これによれば、高允は平斉郡に住む漢人貴族の中に姻戚関係の者が多かったため、私財を投げうって貧窮する平斉民を救済し、朝廷に彼らを才能に応じて登用するよう求めたという。また、『魏書』巻六二、李彪伝にはこうある。

臣謂えらく、宜しく河表七州の人中に於いて、其の門才を擢き、引きて闕に赴かしめ、中州の官比に依り、能に随いて之を序すべし。一は以て聖朝新旧を均しくするの義を広むべく、二は以て江漢有道に帰するの情を懐かしむべし。

李彪は、「河表七州人」の才能ある者を登用すべきことを説く。『資治通鑑』ではこの建議を南斉の永明六年（＝北魏の太和一二年、西暦四八八年）のこととするが、その胡三省注によると、「河表七州」とは荊・兗・豫・洛・青・徐・斉の七州を指すとある。これらはいずれも南朝と北朝の中間地帯に位置した州である。すなわち李彪は南と北の中間地帯から帰順した新来の漢人（平斉民はまさにこれに該当する）を登用し、旧来の漢人と同等に扱うことで、さらに南朝にいる漢人にも北魏へ帰順する心を抱かせるようにすることを献策したのであった。

太和年間前半は太皇太后馮氏が孝文帝の摂政として実権を握っていた時期であるが、馮氏は胡族系に加えて漢人を積極的に国政に参画させた。そうした趨勢の中で、高允や李彪や李沖といった漢人官僚の後押しもあって、平斉民は捕虜の身分から解放されて官途に就いたのであった。[8]

（三）平斉郡の廃止と帰郷

平斉郡はあくまでも青斉平定に伴う暫定的な措置であり、その設置期間は長くなかったとみられる。その具体的な廃止時期は史書に明記されないが、これに関して注目されるのは『魏書』巻四三、房景先伝の「太和中、例として郷に還るを得たり。」という記述である。平斉民であった房景先は、太和年間に「例」として故郷に帰ることができたという。「例」とあることから、帰郷を許されたのは房景先の一家だけではなく、すべての平斉民を対象に帰郷を許可する詔令が出されていたと考えられる。[9] この詔令が出されたのは太和一二年（四八八）頃とみられ、[10] またこれに伴って平斉郡は廃止されたようである。ただ、先に述べたように平斉民たちは早くも太和初年から仕官し始めていることをふまえると、帰郷許可の詔令より前から既に移民区としての平斉郡の意味は薄れていたようにも推察される。

東清河崔氏一族が帰郷したのも、おそらくこの頃と考えてよいだろう。この時彼らが帰還したのは河北の相州清河郡ではなく、山東の斉州東清河郡鄃県であった。[11]『魏書』巻六七、崔光伝の冒頭に「東清河鄃人也」と本貫が記されることからも、彼らの帰属意識がこの地にあったことがわかるが、近年、山東省淄博市臨淄区大武鎮で崔鴻一族の墓葬一九基が発見され、そこから合計七方の墓誌が出土したことは、[12] この一族が確かに東清河郡に帰還していたことを裏づけるものであった。それらの墓誌の本貫地の記載をみると、例えば延昌元年（五一二）「崔猷墓誌」には「東清河東兪人」とあり、孝昌二年（五二六）「崔鴻墓誌」には「斉州清河人也」とあり、元象元年（五三八）「崔混墓誌」には「東清河鄃人也」とあって、やはり斉州東清河郡を本貫とする意識が明確である。

このような意識は、当時の他の系統の清河崔氏には見られないものである。例えば崔亮は同じく平斉民であり、平斉郡廃止の後には青斉に戻ったと思われるにもかかわらず、「清河東武城人」と称した。[13] 東武城県とは漢代以来の冀州清河郡の属県の名称であったが、北魏では東武城県は既に武城県に改称されていた。[14] となると、崔亮は当時既に存在していなか

った地名を使っていることになる。そもそも「清河東武城」とは、清河崔氏の始祖である前漢の崔業（字伯基）が本拠と定めた地であり、[15] 以来歴代の清河崔氏の本貫を示す定型表現となった。[16] このことをふまえると、崔亮が青斉地方に住みながら「清河東武城人」と称したのは、古くからの清河崔氏の本貫地表示の方法に準じたものである。当時は他にも北魏に仕えた清河崔氏の家系があったが、一律に「清河東武城人」と称している。[17] となると、「東清河鄃人」と称した崔鴻の一族は、他の清河崔氏とは異なる存在であるという意識を持っていたと思われる。

以上、東清河崔氏が北魏に仕えるまでの経緯を辿った。彼らは初め捕虜というかたちで南朝宋から北魏に移ったが、決して隷属的な境遇に陥ったわけではなく、むしろ漢化に向かう馮太后・孝文帝期において有為の人材とみなされ、政権に参入していった。そうした中で北魏後期の政界において枢要の地位に昇り、一族の名声を高めたのが、先にも挙げた崔光であった。

① 東清河崔氏一族の親族関係については、本稿末尾に附した「東清河崔氏系図」を参照されたい。

② 『新唐書』巻七二下、宰相世系表下。

③ 『宋書』巻三六、州郡志二、冀州。なお、この清河郡には清河・武城・繹幕・貝丘・零・鄃・安次の諸県が置かれたが、これらの名称はかつての晋の冀州清河郡の属県の名称とほぼ一致する（『晋書』巻一四、地理志上、冀州）。南北対立により本来の清河郡が敵（北魏）の領内にあるという当時の状況下で、宋朝は崔曠のような移民を居住させるために青斉地区に冀州清河郡を僑置したものと考えられる。

④ 『魏書』巻二四、崔道固伝に「乃ち青斉の士望の道固と共に城を守りたる者数百家を桑乾に徙し、平斉郡を平城西北の北新城に立つ。……尋いで治を京城西南二百餘里の旧陰館の西に徙す。」とある。

⑤ 『魏書』巻四三、房景伯伝、同書巻五五、劉芳伝、同書巻六六、崔亮伝。

⑥ 『魏書』巻六八、高聡伝、同書巻九一、蔣少游伝。

⑦ 平斉民の身分については、厳耀中「平斉民身份与青斉士族集団」（同著『魏晋南北朝史考論』、上海人民出版社、二〇一〇年。初出一九八三年）参照。

⑧ 青斉の漢人貴族が北魏に取り込まれた経緯については、前掲注、韓樹峰「青斉豪族在南北朝的変遷」、同「南北対立与清河崔氏的沈浮」が多くの史料を挙げて詳論する。

⑨ 前掲注、唐長孺「北魏的青斉士民」参照。

⑩ 李暖「北魏崔猷墓誌及相関問題」（『考古』二〇〇七年第一期）参照。

⑪ 北魏は皇興年間に青斉地方を征服した後、かつて劉宋が設置した冀州を斉州と改め、その管轄下の清河郡を東清河郡と改めた（『魏書』巻一〇六中、地形志中、斉州）。これは当時すでに北魏領に存在していた河北の相州清河郡と区別するための措置である。

⑫ 発掘報告は山東省文物考古研究所「臨淄北朝崔氏墓」（『考古学報』

一九八四年二期）、淄博博物館・臨淄区文管所「臨淄北朝崔氏墓地第二次清理簡報」（『考古』一九八五年三期）。墓誌は全部で七点出土しており、いずれも山東省文物考古研究所蔵。それらの録文は趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』（天津古籍出版社、一九九二年）など、拓本写真は山東省石刻芸術博物館編『山東石刻芸術選粋 歴代墓誌巻』（浙江文芸出版社、一九九六年）などに収録される。また、七点のうち崔鴻、崔鸞、崔混、崔博、崔徳の五点の墓誌を訳注した佐伯真也「崔鴻一族墓誌銘訳注五種（一）～（二）」（『大東文化大学中国学論集』一五～一六号、一九九八～一九九九年）もある。なお、以下本稿で取り上げるすべての北朝崔氏関係墓誌の詳しい著録状況については、拙編『北朝隋代墓誌所在総合目録』（明治大学東洋史資料叢刊一一、明治大学東アジア石刻文物研究所・汲古書院、二〇一三年）を参照されたい。

⑬『魏書』巻六六、崔亮伝。なお、やや下って北斉の事例であるが、天保四年（五五三）「崔頤墓誌」にも「清河東武城人」とある。誌主の崔頤は崔亮の孫に当たる人物である。この墓誌は清代に山東益都県（現在の青州市）で出土したようであるが、具体的な出土地点は不明である。現在は青州市博物館に所蔵される。録文は趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』三九二頁など、拓本は趙万里『漢魏南北朝墓誌集釈』（科学出版社、一九五六年）などに載る。

⑭『魏書』巻一〇六上、地形志上、司州清河郡に「武城、二漢・晋は東武城と曰う、属す、後改む。」とある。

⑮『元和姓纂』巻三、崔に「良の十五代孫意如、秦の東萊侯、二子を生む、伯基・仲牟なり。伯基は清河東武城に居る、仲牟は博陵安平に居る、並びに著姓と為る。」とある。

⑯ 例えば三国魏の崔琰や崔林はいずれも「清河東武城人」と称した（『三国志』魏書巻一二、崔琰伝、同書巻二四、崔林伝）。なお、この現象は後の唐代においても同じであり、例えば崔圓は「清河東武城人」とある（『旧唐書』巻一〇八、崔圓伝）。また、唐代の清河崔氏の墓誌でも「清河東武城人」の本貫表記は度々見られる。

⑰ 例えば「清河大房」と呼ばれる家系の崔休は、『魏書』巻六九の本伝では「清河人」とあるが、『北史』巻二四では「清河東武城人」とある。この他、墓誌には以下のような事例がある。

i、北魏孝昌元年（五二五）「羊祉妻崔神妃墓誌」には「清河東武城人」とある。誌主の崔神妃は南朝宋・斉に仕えた崔平仲の子である。同墓誌は一九六四年、山東省新泰県出土、新泰市博物館蔵。録文は周郢「新発現的羊氏家族墓誌考略」（泰安市泰山区档案館編『周郢文史論文集』、山東文芸出版社、一九九七年）、および羅新・葉煒『新出魏晋南北朝墓誌疏証』（中華書局、二〇〇五年）一一〇～一一一頁に載る。

ii、東魏天平五年（五三八）「鄧恭伯妻崔令姿墓誌」には「清河武城人」とある。これは「東」字が抜けている。誌主の崔令姿はどの家系に属するか不明である。同墓誌は一九六五年、山東省済南市出土、済南市博物館蔵。発掘報告は王建浩・蔣宝庚「済南市東郊発現東魏墓」（『文物』一九六六年第四期）、録文は趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』三二五～三二六頁に載る。

iii、東魏武定二年（五四四）「羊深妻崔元容墓誌」には「清河東武城人」とある。誌主の崔元容はどの家系に属するか不明である。同墓誌は一九七三年、山東省新泰県出土、新泰市博物館蔵。録文は前掲注、周郢「新発現的羊氏家族墓誌考略」、および羅新・葉煒『新出魏晋南北朝墓誌疏証』一五八～一六〇頁に載る。

iv、北斉天保二年（五五一）「崔芬墓誌」には「清河東武城人」とある。誌主の崔芬はどの家系に属するか不明である。同墓誌は一九八六年、山東省臨朐県出土、臨朐県博物館蔵。発掘報告は山東省文物考古研究所・臨朐県博物館「山東臨朐北斉崔芬墓」（『文物』二〇〇

二年第四期）、録文は羅新・葉煒『新出魏晋南北朝墓誌疏証』一六一～一六三頁に載る。

以上はいずれも山東省の各地で出土したものであるが、その本貫地表記はみな「清河東武城」もしくは「清河武城」となっている。

第二章　崔光とその国史編纂

（一）崔光の経歴

崔光（四五一～五二三）、本名は孝伯、字は長仁、「光」の名は孝文帝から賜ったものである。彼が中書博士に任ぜられたのは太和六年（四八二）、三二歳の時である。中書博士から著作郎に転じ、ついで中書侍郎・給事黄門侍郎に遷った。太和一七年（四九三）には平城から洛陽への遷都に参画し、その功によって朝陽子を賜爵され、散騎常侍に任じられ、のちに太子少傅・侍中を兼ねた。宣武帝期には、侍中、太常卿・領斉州大中正、中書令、中書監を歴任した。孝明帝期には特進、国子祭酒、太保を歴任し、また博平県開国公、のち平恩県開国侯に封ぜられた。正光四年（五二三）に七三歳で卒し、太傅・領尚書令・驃騎大将軍・開府・冀州刺史を追贈され、文宣公と謚された。①

以上のように、崔光は孝文帝の初期に引き立てられ、孝文帝親政時には洛陽遷都の計画に関わり、漢化の諸改革を推進するブレーンとなった人物であり、以後も宣武帝・孝明帝に仕えて中央官を歴任した。彼の性格について、『魏書』巻六七、崔光伝には次のようにある。

> 光、寛和慈善にして、物に逆らわず、進退沈浮は、自得するのみ。……始め領軍于忠、光の旧徳を以て、甚だ焉を信重し、事の籌決する毎に、光も亦た身を傾けて之に事う。元叉、光に於いて亦た深く宗敬す。郭祚・裴植殺され、清河王懌禍に遇うに及びて、光時に随い俛仰し、竟に匡救せず、是に於いて天下之を譏る。……光、初め黄門と為り、則ち宋弁に譲る。中書監と為り、汝南王悦に譲る。太常と為り、劉芳に譲る。少傅と為り、元暉・穆紹・甄琛に譲る。国子祭酒と為り、清河王懌・任城王澄に譲る。車騎・儀同と

為り、江陽王継に譲る、又た霊太后の父胡国珍に譲る。皆な時情を顧望す、議者以て矯飾と為す。

崔光は心が広く穏やかで、時勢に逆らわず、権力者に従う一面を持っていた。例えば郭祚や裴植が時の専権者の于忠によって、また清河王元懌がこれも専権者の元叉によってそれぞれ不当に殺された時、崔光は時勢を窺って彼らを助けようとしなかったという。崔光が北魏後期の政治で長く地位を保ち得たのは、このような性格のためもあっただろう。しかし一方でこの記事には、崔光が于忠や元叉からも尊敬され、諸々の政策決定で意見を求められる立場にあったとも記されている。

崔光が孝文・宣武・孝明の三朝で重用された大きな要因は、その学識にあった。孝文帝が「孝伯の才、浩浩なること黄河の東注するが如し、固より今日の文宗なり。」（『魏書』巻六七、崔光伝）、「崔光の博、李彪の直、是れ我が国家賢を得たるの基なり。」（『魏書』巻六二、李彪伝）、「郭祚は庶事に憂労す、独り我を欺かず。崔光は温良にして博物、朝の儒秀なり。此の両人を勧めずして、当に誰をか勧むべけんや。」（『魏書』巻六四、郭祚伝）などと再三その学才を賞賛しているように、崔光は北魏における博学多識の代表的人物とみなされていた。漢化という政治路線の中で、崔光は豊富な知識を生かして様々な役割を果たした。例えば服章の制定②・暦の制定③・律令の制定④・舞曲名および鼓吹諸曲の制定⑤など典章制度の整備に参与したことや、冒頭でも述べた行次に関する議論では北魏を水徳の王朝とする意見を提出し、孝文帝に採用されたこと⑥など、その事績は数多い。その中で本稿の主旨から特に注目すべきは、孝文帝から北魏の国史編纂を任されたことである。

（二）崔光の国史編纂

崔光は太和一一年（四八七）に著作郎となり、秘書丞の李彪とともに北魏の国史編纂を命じられた。それ以来、正光四年（五二三）一一月に亡くなるまで、ほぼ一貫してこの事業に従事した。当初その事業を主導したのは李彪のほうであったが、景明二年（五〇一）に李彪が没して以降は、崔光が専ら担当することになった。この国史の特徴については、佐川

英治氏によって既に詳細に論じられている。[7] ここでは佐川氏の所説を参照しつつ、その特徴について述べる。

そもそも北魏の国史編纂事業は道武帝時代の鄧淵撰『国記』（または『代記』）十餘巻に始まり、以後崔浩や高允によって続修されていた。李彪と崔光の国史編纂はそれら歴代の史官による蓄積を引き継ぐものであったが、一方で従来の国史に対して二つの改変を行った。第一に、鄧淵・崔浩・高允ら歴代の史官が編年体で行ってきた国史の体裁を、紀伝体に改めたことである。これについては『魏書』巻六二、李彪伝にこうある。

成帝より以来、太和に至るまで、崔浩・高允は国書を著述するに、編年序録して、春秋の体を為すも、時事を遺落し、三に一も存する無し。彪は秘書令高祐と始めて奏して遷・固の体に従い、創りて紀伝表志の目を為す。

これによれば、李彪と高祐は従来の編年体国史では「三に一も存する無し」というほど史事の遺漏が多かったため、新たに司馬遷『史記』や班固『漢書』に倣い紀伝体によって国史を構成することを上奏した。これを受けて、『魏書』巻七下、高祖紀の太和一一年（四八七）一二月条に「秘書丞李彪・著作郎崔光に詔して国記を改析し、紀伝の体に依らしむ。」とあるように、李彪と崔光が紀伝体で国史を編纂することになったという。すなわち編年体から紀伝体への変更は、内容を拡充するためであった。ただ当時の漢化を志向する政治状況をふまえると、紀伝体という中国正史の形式を採用することで、北魏史を中華の正統王朝史として描こうとする意識もあったのではないかと推察される。

第二に、国号「魏」を称した道武帝以降を国史の主たる叙述対象としたことである。これには孝文帝による廟号改革が関係している。北魏は鮮卑拓跋部を中心とした遊牧部族連合である代国を前身とする。このため、北魏建国当初の歴史理解では、代国と北魏との連続性が強調されていた。それは天興元年（三九八）に道武帝が皇帝に即位した際、代国時代の君長二七名に皇帝号を追尊するとともに、神元帝に「始祖」、平文帝に「太祖」、昭成帝に「高祖」の廟号をそれぞれ奉り、[8] 翌年正月には南郊祭祀の儀礼を行って「始祖」神元帝を上帝に配祀したことから窺える。[9] つまり北魏では建国以来、代と魏は連続する一時代として認識されていたのである。[10] それは前掲李彪伝の記事に、崔浩らの編年体国史が「成帝より以来、

太和に至るまで」の歴史を扱ったとあることからも明らかである。李彪・崔光の国史も、編纂が始まった太和一一年（四八七）当初は、成帝以降を紀伝体で叙述する方針であったという。

ところが、太和一五年（四九一）四月に孝文帝は詔を下して、道武帝の「建業之勲」は平文帝の功績をうわまわるという理由から受命開国の祖を意味する「太祖」の廟号を平文帝から道武帝に変更し、[11] 翌年正月に行った南郊祭祀では道武帝を配祀した。[12] この廟号の変更はそれまで連続するものと捉えられていた代と魏を区別し、道武帝以降を中心として自国史を捉えなおすことを意味していた。[13] 孝文帝としては、廟号の改変によって自国史の起点を道武帝に変換することを企図していたのである。これを受けて、李彪・崔光の国史は道武帝以降を主たる叙述対象とする方針に変更した。これについては『魏書』李彪伝所載の景明元年（五〇〇）頃に李彪が奉った国史編纂に関する上表文にみえる次の一節より窺える。

唯れ我が皇魏の中華を奄有するや、歳は百齢を越え、年は十紀に幾し、太祖は違わざるを以て基を開き、武皇は時を奉ずるを以て業を拓き、域中に虎嘯し、宇外に龍飛し、小は往き大は来、品物は咸な亨る、茲より以降、世よ其の光を済す。史官の叙録、未だ其の盛を充たさず。加うるに東観中圮し、冊典闕くる有るを以て、美は日に随いて落ち、善は月に因りて稀なり。

ここから、李彪が考える国史とは「太祖」の道武帝が「開基」し、「武皇」すなわち太武帝が「拓業」することにより中原に進出してから百年間の、中華王朝たる「皇魏」の歴史であったことが読み取れる。[14] この上奏文では代国時代のことは触れられていないのである。もっともこれは李彪の所見であり、崔光自身の国史に関する見解を述べた文章は残っていない。ただ共同で国史編纂に当たった者として、崔光も李彪と同様の歴史認識を持っていたとみるべきである。景明二年（五〇一）に李彪が死去した後、崔光は李彪の遺志を継ぎ、道武帝に始まる「魏」王朝史の編纂を続けたと考えられる。

ただ、結果的に崔光の国史は完成しなかった。彼は三〇年以上にわたってこの仕事に従事したものの、亡くなる間際になっても巻目はできていたものの内容には不備欠漏が多かったという。[15]『魏書』崔光伝によれば、崔光は臨終に息子や甥を呼び、次のように述べた。

吾、先帝の厚恩を荷(こうむ)り、位は此に至るも、史の功成らず、歿するに遺恨有り。汝らは吾の故を以て、並びに名位を得たり。之に勉めよ。之に勉めよ。死を以て国に報いよ。

ここにいう「先帝」とはおそらく孝文帝を指す。崔光は厚恩ある孝文帝から任された国史事業を全うできなかったことを痛恨に感じていた。そして「死を以て国に報いよ」という強い言葉を用いて、自らが成し遂げられなかった国史編纂事業を一族の者たちに託したという。本章でみてきたように、崔光は孝文帝期の漢化政治の中で身を起こした人物であり、国史編纂事業は孝文帝の漢化政策をふまえて進められたものであった。この臨終の言葉は、そうした彼の立場を端的に物語るものといえる。

この崔光の存在こそが、崔鴻の事績とその『十六国春秋』編纂にも大きな影響を与えていたと思われる。次章ではそのことについて論じる。

① 『魏書』巻六七、崔光伝。
② 『魏書』巻九、粛宗紀の正光二年（五二一）条。
③ 『資治通鑑』巻一四九、梁紀五の普通三年（五二二）条。
④ 『魏書』巻六七、崔鴻伝。
⑤ 『魏書』巻一〇九、楽志。
⑥ これについては前掲注、川本芳昭「五胡十六国・北朝時代における「正統」王朝について」に詳しい。
⑦ 佐川英治「東魏北斉革命と『魏書』の編纂」（『東洋史研究』第六四巻第一号、二〇〇五年）。なお北魏の国史編纂事業の変遷については、内田吟風「魏書の成立に就いて」（『東洋史研究』第二巻第六号、一九三七年）も参照した。
⑧ 『資治通鑑』巻一一〇、晋紀三二の隆安二年（三九八）条。ただ、『通鑑』ではこの時平文帝に太祖の廟号を与えたことを記さない。これについては『魏書』巻一序紀の平文帝のところで「天興初、尊びて太祖と曰う」とあることなどよりわかる。
⑨ 『魏書』巻二、太祖紀。
⑩ なお、『魏書』巻一、序紀によれば神元帝が拓跋部の君長となったのは「庚子」の年と記され、これは曹魏が建国された黄初元年（二二〇）と同年である。また、平文帝が君長となったのは「丁丑」の年と記され、これは東晋の司馬睿が建康で晋王に即位した建武元年（三一七）と同年である。これについて佐藤賢「もうひとつの漢魏交替――北魏道武帝期における「魏」号制定問題をめぐって――」（『東方学』第一一三輯、二〇〇七年）は、北魏では拓跋部が統治した雲代の地を「北夏」、曹魏が統治した中原の地を「南夏」とする独自の天下観があったとし、神元帝元年が曹魏建国と同年に設定されたのは、拓跋魏（代国）を曹魏と同時期に開国されたもうひとつの「魏」と位置づけ、曹魏とともに漢を継いで「北夏」と「南夏」から構成される中華を共同で支配する正統王朝として位置づける意図があったとする。また、

平文帝元年が東晋成立元年に設定されたのは、曹魏・西晋と続いた「南夏」の正統王朝がこの時に杜絶し、「北夏」の平文帝が中華を支配する唯一の正統君主になったことを示す意図があったとする。そしてこのような歴史理解のもと、神元帝と平文帝に、ともに開国の祖を意味する「始祖」と「太祖」の廟号を追尊したのだとする。一方、吉本道雅「魏書序紀考証」（『史林』第九三巻第三号、二〇一〇年）は佐藤氏の見解について「「北夏」の語彙が存在しない以上、成り立たない議論である」とし、神元帝元年が魏黄初元年に置かれるのは拓跋魏を曹魏と代替したものであり、土徳の拓跋魏による火徳の漢の継承を主張したものとする。いずれにしても、北魏建国時には「魏」国号制定とも関連して、「始祖」神元帝を自国史の画期とし、また「太祖」平文帝をもう一つの画期とする歴史認識があったことは確かと思われる。

⑪『魏書』巻一〇八之一、礼志一の太和十五年四月条に孝文帝の言葉として「而して遠祖平文、功は未だ昭成より多からず、然れども廟号は太祖為り。道武建業の勲は平文より高きも、廟号は烈祖為り。功を比べ徳を校ぶるに、未だ允わざると以為う。朕今道武を奉尊して太祖と為す」とある。

⑫『魏書』巻七下、高祖紀下。

⑬ 前掲注、佐川英治「東魏北斉革命と『魏書』の編纂」は、道武帝以前と以後を分ける歴史観が公式のものとなるのは、孝文帝が太和十五年に廟号を改変して道武帝を太祖に奉じて以後であろうとする。なお、この廟号改革は歴史認識の問題にとどまらず、国家体制の諸方面における転換を意味していた。前掲注、川本芳昭「五胡十六国・北朝時代における「正統」王朝について」は「孝文帝による「太祖」の変更は彼の改革全体のなかで極めて大きな意味を持っていた。……端的にいってそれは北魏の爵制度、郊祀制度の改変と連動し、北族の間に漢北時代から存続してきた一体感を打ち破ることをめざした施策の一環であったといえる。」と述べる。また、王銘「「正統」与「政統」：拓跋魏「太祖」廟号改易及其歴史書写」（『中華文史論叢』二〇一一年第二期）は孝文帝の廟号改革には強い政治的動機があったとする。すなわち、代国皇帝の子孫を政治権力から排除し、「太祖」道武帝に始まる北魏皇帝の子孫を政治権力の中心とする新たな「政統」を構築し、孝文帝が建設を目指す漢化の新政権に対する代人たちの影響力を削ぐ意図があったと述べる。

⑭ 前掲注、佐川英治「東魏北斉革命と『魏書』の編纂」は、李彪・崔光の「魏史」とは道武帝に始まり太武帝を経て孝文帝の漢化政策に帰結する中華王朝としての発展史であったと述べる。

⑮『魏書』巻六七、崔鴻伝。

第三章　崔鴻とその『十六国春秋』編纂

（一）崔鴻の経歴

崔鴻（四七八～五二五）、字は彦鸞、太和二年（四七八）に崔光の弟の崔敬友の子として生まれた。その出生時期から推し

て平城近郊の平斉郡で生まれ、幼年時代を過ごしたと思われる。太和二〇年（四九六）、一九歳の時に彭城王左常侍を拝した。その後の官歴を示すと、宣武帝の時に尚書虞曹郎中、給事中、祠部郎、尚書都兵郎中、三公郎中を、孝明帝の時には司徒右長史、給事黄門侍郎、散騎常侍・斉州大中正を歴任した。孝昌元年（五二五）に四八歳で卒し、翌年に斉州東清河郡の黄山の陰に葬られた。鎮東将軍・度支尚書・青州刺史を追贈され、文貞侯と諡された。[1]

以上のように崔鴻が中央官を歴任できたことについては、先に引用した崔光の臨終の言葉に「汝らは吾の故を以て、並びに名位を得たり。」とあるのをふまえると、伯父の威光によるところもあったであろう。ただそれだけではなく、崔鴻自身が伯父に劣らぬ優れた学識を備えていたこともまた大きな要因であった。例えば『魏書』巻六七、崔鴻伝には

太師・彭城王勰以下公卿朝士の儒学才明なる者三十人に詔して、律令を尚書上省に議定せしむ。鴻と光は倶に其の中に在り、時論之を栄とす。

とあって、律令を議定した「儒学才明」なる朝臣三〇名の中に崔鴻が崔光とともに含まれており、称賛を浴びた。これは正始元年（五〇四）頃、すなわち崔鴻が二七歳頃のことである。

崔鴻の学才は特に史学の方面で発揮された。神亀元年（五一八）頃には、北魏宗室の尚書左僕射元暉の求めに応じて、『科録』二七〇巻を編纂した。この書は散佚して伝わらないが、上は伏羲の時代から下は両晋・劉宋にいたる一四代について、同類の史事ごとに分類した通史であったという。[2] 正光元年（五二〇）には命を受けて、著作佐郎王遵業とともに『高祖（孝文帝）起居注』と『世宗（宣武帝）起居注』を編纂した。そして正光五年（五二四）には、崔光の後を継いで国史編纂を任されることになる。『魏書』崔鴻伝にはこう記される。

光、魏史を撰するも、徒だ巻目有るのみ、初より未だ考正せず、闕略尤も多し。毎に云う、此の史会我が世の成る所に非ず、但し須く時事を記録し、以て後人を待つべし、と。薨に臨みて鴻を肅宗に言う。五年正月、鴻に詔し、本官を以て国史を修緝せしむ。孝昌の初め、……鴻、史に在ること甫爾、未だ就す所有らず、尋いで卒す。

崔光は亡くなる間際に、国史編纂を崔鴻に継がせるよう孝明帝に遺言した。これを受けて正光五年（五二四）正月、崔鴻は国史を担当することになった。しかしその後間もなく、成果を挙げることなく死去したという。『魏書』の本伝にはその死亡年月について記されていないが、崔鴻の墓誌によると、彼が洛陽の仁信里にて亡くなったのは孝昌元年（五二五）一一月二九日のことであった。[3] とすると、国史編纂の任にあったのはわずか二年弱ということになる。ただここで注目すべきは、崔鴻が崔光から国史編纂の後継者に指名されたという事実である。このことは、彼が伯父の歴史認識を最もよく理解していた人物だったであろうことを物語る。かかる立場で、崔鴻が私的に編纂していたのが『十六国春秋』だったのである。

（二）『十六国春秋』の編纂

『魏書』崔鴻伝によれば、彼が十六国史を構想し史料収集を始めたのは、景明（五〇〇～五〇三）初のことである。その後、正始元年（五〇六）までに九五巻を書き上げた。ただ、成漢の歴史を記した常璩『漢之書（蜀李書）』だけが手に入らず、編纂は長く滞った。正光三年（五二二）にようやくその書を入手し、[4]『十六国春秋』全一〇二巻を完成させた。では、崔鴻はいかにして「十六国」という時代の捉え方に至ったのだろうか。この点ついて興味深いのは、『魏書』崔鴻伝所載の、崔鴻が宣武帝にこの書を献上するために綴った上表文の一節である。以下、少々長くなるが引用する（カッコ内は語釈）。

昔、晋恵競わず、華戎乱れ起こる、三帝（西晋の恵帝・懐帝・愍帝）制を姦臣に受け、二皇（懐帝・愍帝）非所（前趙の都平陽を指す）に晏駕す、五都（長安・譙・許昌・鄴・洛陽）蕭条し、鞠まりて煨燼と為る。趙燕既に長蛇と為り、遼海緬（はるか）に殊域と成る、兵を弱めて鋭進し、力を以て相い雄す、中原主無きこと、八十餘年なり。遺晋（東晋を指す）は僻遠にして、勢略孤微なり、民は兵革に残せられ、帰控する所靡し。皇魏は幽代に龍潜し、世よ公劉（后稷の後。周室を興隆させた）を篤くし、内は徳政を修め、外は諸

偽に抗う。幷・冀（幷州と冀州）の民、懐宝の士、襁負して至る者日月相い尋ぐ、邠岐（ともに今の陝西省。古公亶父の根拠地）の太王（古公亶父）に赴き、謳歌の西伯（周の文王）に帰すと雖も、実に年を同じうして語るべし。太祖道武皇帝は神武の姿を以て、金行の運（西晋を指す）を接ぎ、天に応じ民に順い、龍飛して命を受く。太宗（明元帝）は世を必し光を重ね、業は隆んなること玄黙なり。世祖（太武帝）は雄才にして叡略、威霊を闡曜し、農戦兼ねて修め、氛穢を掃清す。歳四紀に垂（なんなん）として、寰宇一同せり。儋耳・文身の長、弁服・断髪の酋、朔を請いて職に率い、重訳もて来庭せざる莫し。隠愍鴻済の沢、三楽撃壌の歌、百姓始めて陶然として蘇息し、尭舜の世に欣ぶを得たり。晋の永寧より以後、所在に兵を称し、競いて自ら尊び樹つと雖も、而して能く邦を建て氏に命じられて成りて戦国と為る者、十有六家なり。善悪興滅の形、用兵乖会の勢、亦た以て之を将来に垂れ、昭明勧戒するに足る。但だ諸史残缺し、体例全からず、編録紛謬し、繁略所を失う、宜しく審らかに不同を正し、定めて一書と為すべし。

西晋恵帝の失政は漢族や胡族の群雄乱立を招き、中原に主がいない状態が八〇餘年にも及んだ。東晋は江南に命脈を保っていたが、その勢力は微弱であり、民は帰順するところがなかった。その頃、「皇魏」はまだ代の地で「龍潜」している状態であり、徳をもって国内を治め、「諸偽」すなわち中原に居座る十六国に対抗していた。幷州や冀州の民は兵乱を避けて次々に代国にやってきた。やがて太祖道武帝が現れて、「金行の運」西晋を継いで天命を受け、北魏を建国して中原に進出した。太宗明元帝を経て、世祖太武帝の時代に中原を統一し、平和の世が現出した。西晋の永寧年間（三〇一～三〇二）以降、蜂起した群雄は数多いが、その中で国を建てて一定の地域に勢力を張った者は、一六家あった。それらの国々が繰り広げた興亡や離合のありさまを記録することは、後世の戒めとなる。したがって、残欠し混乱を極めている各国の史書を整理し、体例を整えて一書にまとめるべきである。以上がこの記事の大略である。

ここで注目したいのは、崔鴻の自国史に対する認識である。崔鴻は代国時代のことを「龍潜」と表現する。これに対して、「太祖」道武帝に至って初めて「龍飛」して天命を受けたと述べる。「龍潜」とは天子となるべき者がまだ位につかずに潜んでいること、「龍飛」とは帝王が時に応じて天子に即位することを意味する語である。[5]「龍飛」の後の「受命」とい

う表現も考え合わせると、彼は自らが仕える北魏王朝は道武帝から始まったと考えていたことがわかる。これは先に述べた李彪・崔光の国史と軌を一にする歴史認識である。前節で崔鴻は崔光の国史の歴史認識を最もよく理解していた人物であろうと述べたが、崔鴻は確かに国史に関して伯父と同様の認識を持っていたといえる。

上表文ではそうした自国史認識を示した上で、西晋の崩壊から北魏の出現までの間に中原に割拠した主要な十六国の歴史を一括するという主旨のもとにこの書を編纂したと述べている。このような行文からうかがわれるのは、「十六国」とは崔光の国史を前提として考え出された歴史認識なのではないかということである。つまり、崔鴻は崔光の国史以前の歴史をまとめるという意図のもとに『十六国春秋』を編纂したのではないか。崔光の甥にして国史編纂の後継者という彼の境遇をも勘案すると、崔鴻がそのように考えていた蓋然性は高いように思われる。

① 『魏書』巻六七、崔鴻伝、および北魏孝昌二年（五二六）「崔鴻墓誌」（趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』一八五～一八七頁）。

② 『魏書』巻一五、元暉伝。

③ 孝昌二年（五二六）「崔鴻墓誌」。

④ 『史通』外篇巻二二、古今正史によれば、崔鴻は「江東」で同書を入手したという。常璩は初め成漢に仕え、後に東晋に仕えて『漢之書』を著した。よってその書は華北ではなく江南にあった。

⑤ 「龍潛」は『易経』乾に「潛龍勿用」とあるのを典拠とし、龍徳を内に秘めた聖人が才徳を軽々しく用いず身を隠し、時機の到来を待つことである。「龍飛」も『易経』乾に「飛龍在天、利見大人」とあるのを典拠とし、龍徳を持った聖人が時機を得て立ち上がり、天位につくことを指す。

第四章　『十六国春秋』の問題点と北魏後期の歴史問題

『十六国春秋』は北魏においては批判される可能性を内包していた。崔鴻自身もそのことを自覚しており、そのためこの書の公開を憚っていた。『魏書』崔鴻伝によれば、『十六国春秋』が抱えていた問題点とは「鴻二世仕江左、故不録僭晋・劉・蕭之書」および「其書有与国初相渉、言多失体」であったと記される。ここでは、これらの問題点およびそこからうかがわれる北魏後期の歴史問題について考察する。

（一）「鴻二世仕江左、故不録僭晋・劉・蕭之書」について

崔鴻は祖先が二代にわたって江南の東晋南朝に仕えていたので東晋南朝を密かに思慕しており、このためそれらを非正統の十六国と一括して記録することを望まなかった、というのがこの記述の含意である。崔鴻が本当に東晋南朝に対して特別な感情を抱いていたのかどうかは疑問が残るが、[1] この記事で注目したいのは、『十六国春秋』に東晋南朝の歴史が収録されていないことが問題とされていたことである。そのような批判が出た背後には、十六国の歴史は東晋や宋・斉・梁の歴史と一括して取り扱われるべきだという歴史認識が存在していたことが窺われる。そしてその歴史認識が表現されているのが、ほかならぬ魏収『魏書』なのである。『魏書』をみると、巻九五～九九に十六国君主の列伝が東晋・宋・斉・梁の君主とともに収録されている。それを示すと次頁の表の通りである。

これはまさに、『十六国春秋』の「不録僭晋・劉・蕭之書」という問題点を是正したものになっている。[2] また、五胡の諸君主をそれぞれの民族名を冠して称し、南朝の君主を「島夷」と呼ぶなど、華夷観念が投影されているのも特徴である。さらに注意すべきは、これらが『魏書』に収録されているという点である。これは十六国も東晋・宋・斉・梁もすべて北魏史の一部と捉えていたことを意味する。つまり、十六国・東晋・宋・斉・梁はみな中華の正統王朝たる北魏に服属すべきにもかかわらず敵対していた「夷狄」であるというのが『魏書』の立場である。このようにみてくると、「『十六国春秋』に東晋南朝が収録されていない」という批判は、言いかえれば中華王朝たる北魏の国史の中に東晋・宋・斉・梁とともに組み込まれなければならないはずの十六国を、「十六国」という独自の一時代として切り取ったことに対する批判であったことがわかる。

ところで先述したように、崔光の国史は孝文帝の廟号改革に基づいて代と魏を区別し、「太祖」道武帝以降を叙述対象とする北魏王朝史の構築を目指した。であるからこそ、その副産物として北魏以前の時代を扱う崔鴻『十六国春秋』が生

まれたのであった。従って、おそらく崔光国史には十六国は収録されていなかったと推測される。一方、『魏書』も「太祖」道武帝以降が叙述の中心である点は同じである。しかし、代国時代から北魏時代に存在した十六国・東晋・宋・斉・梁を一括して北魏史の一部として収録しているということは、代と魏の連続性をも認めていることになる。両者はともに孝文帝の廟号改革を基礎としているにもかかわらず、代国・十六国については捉え方が大きく異なるのである。

『魏書』は魏に重心を置きつつ、代の存在にも配慮した筆法といえる。それに比べると、崔光・崔鴻の歴史認識では代国を軽視していると言わざるを得ない。そもそも「十六国」という独自の一時代を設定すること自体、その時代の主役が十六国であったと認めていることになる。これは一面において、十六国と同時代に存在していた代国を蔑ろにしているとも捉えられうる筆法である。もっとも、現実的には西晋滅亡から北魏建国までの間に中原の主役であったのは確かに十六国であり、代国はまだ漠北に拠る一勢力に過ぎなかった。まして、代国は三七六年に前秦によって滅ぼされている。従って、『魏書』のように十六国を北魏史の一部として叙述するのは明らかに無理があり、③『十六国春秋』のほうが現実に即した時代の捉え方なのである。とはいえ、北魏後期においては、『十六国春秋』の筆法は特に代国諸帝の子孫や「代人」と呼ばれる人々の反発を招いたであろう。それを表わすのが、『魏書』巻八一、山偉伝にみえる次の記事である。

国史は鄧淵・崔琛・崔浩・高允・李彪・崔光自り以還、諸人相継ぎて撰録す。綦儁及び偉等、諂いて上党王天穆及び爾朱世隆に説きて以為えらく、「国書は正応に代人もて修緝すべし、宜しく之を餘人に委ぬべからず。」と。是を以て儁・偉等更わりて大籍を主るも、旧を守るのみ、初めより述著無し。故に崔鴻死して自り後、偉の身の終る迄、二十許り

『魏書』巻九五～九九の構成

巻九五	匈奴劉聰（前趙），羯胡石勒（後趙），鉄弗劉虎（夏），徒何慕容廆（前燕・西燕・後燕・南燕），臨渭氐苻健（前秦）、羌姚萇（後秦），略陽氐呂光（後涼）
巻九六	僭偽司馬叡（東晋），寶李雄（成漢）
巻九七	島夷桓玄（楚），海夷馮跋（北燕），島夷劉裕（宋）
巻九八	島夷蕭道成（斉）、島夷蕭衍（梁）
巻九九	私署涼州牧張寔（前涼），鮮卑乞伏国仁（西秦），鮮卑禿髮烏孤（南涼），私署涼王李暠（西涼），盧水胡沮渠蒙遜（北涼）

※カッコ内は国名

の載、時事蕩然にして、万に一も記さず、後人筆を執るに、憑拠する所無し。史の遺闕は、偉の由なり。

これは北魏末期のこと、代人の綦儁と山偉らは、代の平文帝の子孫であった元天穆と時の権力者の爾朱世隆に「国史は代人が編纂すべきである」と進言した。かくして北魏末から東魏においては、山偉をはじめとする代人が漢人にかわって国史編纂を担うこととなった。ただ山偉らの国史事業は「万に一も記さない」という状況であり、このため崔鴻が死去して以後の二〇年ほどの歴史については、依拠すべき史料がなかったという。これはそれまで漢人が担ってきた国史事業に対する代人側からの拒否反応であったが、その非難の矛先は特に当時最新の国史であった崔光の国史に向けられたであろう。このように、北魏後期には自国史をめぐって漢人と代人の間で対立があった。その争点として、代国は国史の一部か否かという問題が当然あったはずである。それとの関連で、十六国は国史の一部か否かもまた敏感な問題であったと考えられる。そのことを懸念し、崔鴻はこの書の公開を憚ったのだと思われる。

(二)「其書有與国初相渉、言多失体」について

『十六国春秋』の内容は「国初」の歴史とも関わっており、記述に「失体」が多くあったという。この「失体」については周一良氏の研究がある。周氏は『十六国春秋』の「失体」とは太武帝期の崔浩国史事件と同質のものであり、国史を直筆したことであると考えた。そこで前秦の苻堅が代国を滅ぼした一件が『十六国春秋』に書かれていたとみられることを例に取り、北魏宗室の屈辱的な過去を憚らずに直筆したことが『十六国春秋』の「失体」であったのだと述べた。[4] 確かに、周氏が指摘した点も北魏においては問題とされたかもしれない。しかし、そもそも「失体」の語義は体裁や形式が適切でないという意味である。[5] となると、周氏が挙げた一件が果たして「失体」に該当したのかは疑問が残る。「失体」とはそのような個別の史実に関する問題というよりも、叙述の体裁の問題なのではないか。

であるとするならば、『十六国春秋』の「失体」とは具体的に何を指すのだろうか。これについては、前節でも取り上

げた『魏書』巻九五～九九の十六国君主伝を『十六国春秋』と比較対照することにより明らかにできると思われる。両者を叙述の体裁において比較してみると、明確に異なる部分がある。それは年号の処理である。『十六国春秋』は、十六国各国が称した年号をそのまま用いた歴史叙述を行っていた。これは現存する『十六国春秋』の佚文をみれば一目瞭然である。これに対し、『魏書』の十六国君主の列伝では十六国各国が称した年号を用いず、すべて代国と北魏の年号に読み替えている。以下にいくつか例を挙げよう。

i、西暦三二九年、前趙滅亡の際、劉曜の太子劉毗らが秦州に逃げたことについて。

十六国春秋…（光初）十二年正月、太子毗・大司馬南陽王胤等議欲西保秦州、遂相率奔上邽。⑥

魏書……烈帝元年、曜子毗率百官棄長安西走秦州。⑦

ii、西暦三五一年、前秦の苻健が天王に即位したことについて。

十六国春秋…皇始元年正月、僭即天王位於南郊、大赦、改晋永和七年為皇始元年。⑧

魏書……建国十四年、乃僭称天王、号年皇始、国号大秦、置百官。⑨

iii、西暦三八六年、後燕の慕容垂が皇帝に即位したことについて。

十六国春秋…建興元年正月、群寮勧垂正尊号。辛卯、僭即皇帝位於南郊。⑩

魏書……登国元年、垂僭称大位、号年為建興。⑪

以上はいずれも同一の史事に関する両書の記述を並べたものである。これらをみると、『十六国春秋』の各録では十六国の各君主が称した年号をそのまま使用している。一方、『魏書』では、代国時代の場合には、年号を称する以前については例えば「烈帝元年」というように代国の君主の在位何年目に当たるかで換算して表記し、昭成帝が「建国」と建元して以降は代国の年号を用い、道武帝以降は北魏の年号を用いてそれぞれ十六国史を編年している。すなわち、『十六国春秋』は十六国それぞれの立場から十六国史を叙述するという姿勢であるのに対し、『魏書』は代・魏の立場から十六国史

を叙述するという姿勢であるのがわかる。『十六国春秋』の筆法は十六国それぞれを主役にした歴史叙述を心掛けた結果なのであろうが、代国・北魏を軽視しているとみなされても仕方がない叙述姿勢といえる。従って、このような年号処理は「失体」に該当した可能性がある。

ただ、崔鴻はこれについて対策もしていた。『魏書』巻六七、崔鴻伝所載の上表文に「臣又た別に序例一巻・年表一巻を作り、仰ぎて皇朝統括の大義を表わし、俯して愚臣著録の微体を明らかにす。」と述べられるように、『十六国春秋』には本編一〇〇巻の他に序例一巻と年表一巻があった。この年表はすでに散佚しており現在みることができないが、十六国各国の出来事が北魏の年号では何年に当たるかを表わしたものであったとみられる。『魏書』崔鴻伝にはそのことを示す以下の記載がある。

鴻、経綜既に広きも、多く違謬有り。太祖天興二年（三九九）、姚興号を改むるの如きに至りては、鴻以て改むるは元年に在りと為す。太宗永興二年（四一〇）、慕容超広固に擒えらるは、鴻又た以て事は元年に在りと為す。太常二年（四一七）、姚泓長安に敗れる、而して鴻亦た以て滅ぶは元年に在りと為す。此の如きの失、多く考正せず。

ここでは、『十六国春秋』で崔鴻が十六国の出来事を北魏の年号に繋いだ際の誤りが指摘されている。ここから、崔鴻が十六国の出来事を北魏の年号で編年する作業をしていたことが判明する。しかし先に事例を挙げたように、『十六国春秋』の各録では十六国が称した年号をそのまま使用して記事が書かれており、北魏の年号への読み替えはなされていない。となると、この記事にいう繋年作業はおそらく年表においてなされたものと思われる。崔鴻は十六国の出来事を北魏の年号で編年した年表を作ることにより、北魏の正統性に配慮したのだと考えられる。

ただその場合、道武帝が登国元年（三八六）に魏王を称してから太武帝が太延五年（四三九）に北涼を滅ぼして華北を統一するまでの約五〇年間については、北魏の年号に基づいて年表を作ったのであろうが、それ以前の時代ついてはどのように処理したのかという疑問が残る。このことに関して注目されるのが、劉知幾『史通』内篇巻七、探賾にみえる以下の

記述である。

且つ鴻書の紀綱を観るに、皆な晋を以て主と為す、猶お班書の呉・項を載するに、必ず漢の年に繫ぎ、陳志の孫・劉を述ぶるに、皆な魏の世を宗とするがごとし。

これによれば、『十六国春秋』の大綱はすべて晋をもって主としており、これは『漢書』が呉広や項羽のことを記載するのに漢の年代を用い、また『三国志』が呉や蜀のことを記述するのに全て魏を中心としているのと同じようなものであるという。しかし、繰り返すが『十六国春秋』の本文では十六国の年号が使われている。とすると、ここでいう「晋を以て主と為す」とは、年表のことを表わしていると考えざるを得ない。つまり崔鴻は『十六国春秋』の年表の中で、北魏以前の部分については西晋と東晋の年号を用いて十六国の出来事を編年していたと思われるのである。[12] ただ、道武帝以降の部分についてはまだ東晋が存続していたが、東晋ではなく北魏の年号に切り替えて編年していたことは前掲の史料から明らかであるので、東晋の年号を用いたのはあくまでも北魏が出現するまでの暫定的な措置と思われる。とはいえ、崔鴻は北魏以前の時期に関しては代国よりもむしろ晋を正統王朝と認識していたことになる。西晋はよいとしても、東晋を正統王朝とすることは代国に対する配慮を欠いた叙述形式、すなわち「失体」に該当したものと思われる。

① この部分については唐の劉知幾が『史通』の中で異議を唱え、実際には崔鴻はそのような意識を持っていなかったと指摘する。すなわち『史通』内篇巻七、探賾には、『十六国春秋』に東晋南朝を収録しなかった崔鴻の筆法について、中原に統治者がおらず、各地に群雄が割拠する動乱の時代の歴史を叙述したものとしては妥当なものであり、孔子や南史（春秋時代の斉の史官。直筆で有名。）でもこれに反対することはできないであろうと述べる。つづいて、もし魏収が言うように崔鴻の曾祖父崔曠と祖父崔靈延が南朝の宋に仕えたために、崔鴻が南朝に私情をはさんだのだとしたら、なぜ曾祖父崔曠が宋に帰順する前に仕えていた南燕については、私情を差し挟まずに『十六国春秋』に収録しているのかと述べ、魏収の言葉は理屈として成り立たないとする。その上で、魏収は『魏書』に南朝を「島夷」として列伝に並べており、中原の書物が南朝を尊ぶことを望まなかった。そこで崔鴻の意図にかこつけて、北魏の南朝に対する引け目を解消しようとしたのであるとする。なお以上の史料解釈は、西脇常記訳注『史通内篇』（東海大学出版会、一九八九年）を参照した。

② 『魏書』は『十六国春秋』の十六国を網羅しており、魏収は『十六国春秋』を意識してこの部分を構成したことがうかがわれる。ただそ

れ以外に十六国には含まれない西燕をも立伝しており、これは魏収が独自に加えたものと目される。その意図はよくわからないが、ただ北魏建国時に国号が議論された際に、西燕の慕容永が「魏土」を進奉してきたことが国号を「魏」と定める根拠の一つとして挙げられている（『魏書』巻二四、崔玄伯伝）。つまり北魏にとって国号制定の上で西燕の存在は重要な意味を持っていたのであり、あるいはこのために魏収は特に西燕を立伝したのかもしれない。

③　この点はすでに劉知幾も指摘する。『史通』内篇巻四、断限には「五胡制を称えて自り、四海宅を殊にす。江左既に正朔を承け、彼の魏胡を斥く。故に氐羌もて録有り、索虜もて伝を成す。魏は本雑種より出で、窃かに亦た自ら真君と号す。其の史は本朝に党附し、思いて前作を凌駕せんと欲し、遂に乃ち南は典午を篤め、北は諸偽を呑みて、羣盗に比し、尽く伝中に入る。但だ有晋の元明の時、中原の秦趙の代に当たりては、元氏膜拝稽首し、自ら臣妾と同じくするに、而して反って之を伝に列するは何ぞ厚顔の甚だしきや。」とある。すなわち、『魏書』は南は東晋を包みこみ、北は諸々の胡族を含み、彼らを群盗になぞらえて列伝の中に入れ込んだ。しかし東晋時代は中原の地にあっては氐族苻氏の前秦、羌族姚氏の後秦、匈奴劉氏の前趙、羯族石氏の後趙の時代であり、北魏はそれらの王朝に敬礼して仕える臣下の身分に過ぎなかった。にもかかわらず逆にそれらを列伝の中に置いているのは、厚顔無恥も甚だしいと述べる。なお以上の史料解釈は、西脇常記訳注『史通内篇』（東海大学出版会、一九八九年）を参照した。

④　周一良『魏晋南北朝史札記』（『周一良集』第弐巻、遼寧教育出版社、一九九八年。初出一九八五年）の「『魏書』札記」の「崔浩国史之獄」参照。

⑤　「失体」の用例は『魏書』中にもう一例ある。それは巻八一、劉仁之伝の「性文字を好む、吏書体を失うに、便ち鞭撻を加えられ、言韻微訛するも、亦た捶楚せらる、吏民之を苦う。」という記述である。ここにいう「失体」とは役人の書いた文字の字体が標準に合わないという意味である。

⑥　『太平御覧』巻一一九、偏覇部三、崔鴻『十六国春秋』前趙録。

⑦　『魏書』巻九五、劉曜伝。

⑧　『太平御覧』巻一二一、偏覇部五、崔鴻『十六国春秋』前秦録。

⑨　『魏書』巻九五、苻健伝。

⑩　『太平御覧』巻一二五、偏覇部九、崔鴻『十六国春秋』後燕録。

⑪　『魏書』巻九五、慕容垂伝。

⑫　なお、清の湯球輯『十六国春秋輯補』では年表も復元されており、そこでは道武帝以前は西晋・東晋の年号を用い、道武帝以降は北魏と東晋・劉宋の年号を併記している。

第五章　東清河崔氏の衰退——墓誌を手がかりに——

崔光と崔鴻の活躍により北魏後期において繁栄を築いた東清河崔氏一族であったが、漢化の政治路線に対して反動が起きた北魏末期以降、その繁栄は覆り、特に崔鴻の一族は急速に衰退してゆく。その状況については正史にはほとんど記載がないが、山東臨淄北朝崔氏墓群から出土した一族の墓誌から窺うことができる。ここでは崔鴻の嫡子の崔混と、崔鴻の

弟崔鵾の息子である崔博・崔徳を取り上げる。

（一）崔　混

崔混（字子元、五〇五～五三八）は『魏書』崔鴻伝の末尾に、永安年間（五二八～五三〇）に父の『十六国春秋』を朝廷に献上した人物として現れる。その生涯については「崔混墓誌①」に詳しく記される。同墓誌の第九～一〇行目には「永安二年、秘書郎を拜す。尋いで中詔を被りて、史を渠閣に参ず。」とあり、永安二年（五二九）に秘書郎となり、国史編纂に参与した。『十六国春秋』を献上したのはこの頃であろう。しかし、爾朱兆・爾朱世隆らによる孝荘帝殺害を機に官を辞して帰郷した。そして東魏初めに至り、彼は反乱に関与する。墓誌の第一四～一七行目には次のようにある。

天平之季、王略未康、霧委崤秦、氛結淡鄭、亭烽夜挙、伝鼓朝聞。海代之間、地牟百二、山川嶮固、勢擬西京。負阻乗間、紛或易起、忽有群兇、密謀不逞。以君徳望既重、物情所属、希藉声援、潜来推逼。君時在疚、守侍几筵、事出不虞、変起慮外、造次之間、未能自抜、遂被推迫、低眉寇手。然泣臨如常、縗絰不解、逕踰信宿、方免豺狼。

天平の季、王略未だ康らかならず、霧は崤秦に委ね、氛は淡鄭に結す、亭烽夜に挙がり、伝鼓朝に聞こゆ。海代の間、地は百二に牟しく、山川は嶮固なり、勢は西京に擬す。阻を負い間に乗じ、紛或は起き易し、忽ち群兇有り、密かに不逞を謀る。君は徳望既に重く、物情属する所なるを以て、声援を藉るを希い、潜かに来りて推し逼る。君、時に疚に在り、几筵を守り侍す、事は不虞より出で、変は慮外より起こる、造次の間、未だ自抜する能わず、遂に推し迫るを被りて、眉を寇手に低る。然れども泣きて臨むは常の如し、縗絰解かず、逕ちに信宿を踰え、方に豺狼を免る。

天平年間（五三五～五三七）の末年、東魏の統治が不安定になると、地勢が険しく反乱が起こりやすい青斉地方では果して反乱が起こった。この時、崔混は母の死により喪に服していたが②、反賊に迫られて心ならずも従ってしまった。ただ服喪することは前と変わらず、このためやがて反賊は去ったという。墓誌ではこれに続いて、崔混が反乱収束後に大赦によ

って免ぜられたこと③、しかし彼は自らの行為を深く後悔し、食事も喉を通らず泣き腫らし、元象元年（五三八）二月五日に三四歳で「奄かに物故に至る」と記される。一方、この件について『魏書』崔鴻伝にはこうある。

子元後に反を謀るも、事発れて逃竄す、赦に会いて免る。尋いで其の叔鵾の殺す所と為る。

これによれば、崔混は反乱を企てたが事前に発覚して逃亡したという。誰かの反乱に加担したのか、それとも自ら反乱を企てたのか、両史料の記すところは微妙に異なっている。真相は明らかにしえないが、ともかくも崔混が当時謀反人と見られていたことは確かである。ただ彼は大赦によって罪を許された。これは墓誌と『魏書』ともに記載がある。しかし『魏書』によれば、崔混はその後まもなく叔父崔鵾に殺されたとある。これはなぜであろうか。あるいは、崔鵾は謀反人を出してしまったことによる一族の立場の悪化を懸念し、東魏に対して忠誠心を示すために崔混を殺した可能性も考えられる。ただ、すでに大赦にあって許されている以上、謀反のみを理由にして殺したというのはやや疑問が残る。

実は崔混はもう一つ、一族の立場の悪化につながることを行っていた。それはほかならぬ『十六国春秋』の公開である。北魏末に彼によって朝廷に献上されたこの書に対して、東魏になると批判が噴出した。『北史』巻四四、崔鑒師伝にそれを示す次の記事がある。

斉文襄嘗て「鑒師合に誅すべし」と言う。左右其の故を問う。曰く「崔鴻『十六国春秋』は諸の僭偽を述して江東に及ばず。」と。左右曰く「鑒師は鴻と別族なり。」と。乃ち止む。

東魏時代のこと、具体的な時期は不明であるが、「斉文襄」すなわち高澄が「崔鑒師を誅殺すべし。」と言い出した。側仕えの者がその理由を問うと、高澄は「崔鴻『十六国春秋』が諸々の非正統国の歴史を叙述したにもかかわらず、江東の王朝の歴史を書いていないからだ。」と答えた。ただ崔鑒師は清河崔氏でも崔鴻とは別の家系の出身だったため④、誅殺を免れたという。この逸話は前後の状況がわからず、一体いかなる経緯で高澄がこの発言に至ったのかはよくわからない。ただここから、崔鴻が『十六国春秋』に東晋南朝の記録を入れなかったことが、当時一族の誅殺の話が出るほどの罪過と

みなされていたことがわかる。高澄は高歓の子であり、天平三年（五三六）に鄴都に至って「入輔朝政」していた人物である。その権力者から目を付けられていたとなると、一族には「『十六国春秋』という問題の書を作った崔鴻の親族」という汚名が着せられていたはずである。崔鵬はこうした汚名を雪ぐために、崔混を殺したのではないか。ただ、崔混の殺害を以てしても、一族は苦境から脱することができなかったようである。次節ではこれについて論じる。

（二）崔博と崔徳

崔博（五一八～五七三）と崔徳（五二三～五六五）はともに崔鴻の弟崔鵬の息子である。彼らの身の処し方は、東魏・北斉におけるこの一族の苦境を如実に物語る。まず崔博については、「崔博墓誌」[5]の第九～一三行目に次のようにある。

弱冠驃騎府参軍、除鄗県令、俄遷徐州長史。軽財重義、志在育民。君以富貴非事、乃有帰心、情念逝水、心縁風燭、於此旋帰、仍辞禄位。開東閣以迎賓、拂高堂如待士。家豊懸榻之朋、室満重茵之侶。

弱冠にして驃騎府参軍となり、鄗県令に除せられ、俄かに徐州長史に遷る。財を軽んじて義を重んじ、志は民を育てるに在り。君、富貴は事とするに非ざるを以て、乃ち帰心有り、情は逝水を念い、心は風燭に縁る、此に於いて旋帰し、仍りて禄位を辞す。東閣を開きて以て賓を迎え、高堂を払いて士を待つが如し。家は懸榻の朋を豊かにし、室は重茵の侶を満たす。

彼はおそらく東魏の初めに仕官していたが、心の中では出世を望んでおらず、突如官を辞して帰郷し、以後終生仕官しなかった。次にその弟の崔徳については、「崔徳墓誌」[6]の第七～一二行目にこう記される。

年十五、礼伝大義、歴略於匈懐。彫蟲小賦、時存於筆下。若夫緑竹紅桃之苑、青山碧水之池、莫不親迎上客、常置盈罇。井中車轄、塞湧泉如不生。船上流杯、没酒波如復出。箜篌笙管之声、四絃六孔之響、兼以舞出天中、歌伝樑上。君歎曰、「処高必危、有才当弊。五十之年難至、大夫之位詎登。」但事秉燭夜遊、優哉卒歳。

年十五にして、礼伝の大義は歴（あまね）く匈懐に略す。彫蟲の小賦は、時に筆下に存す。夫れ緑竹紅桃の苑、青山碧水の池の若し、親ら上客

を迎え、常に盈樽を置かざる莫し。井中の車轄、湧泉を塞ぎて生じざるが如し。船上の流杯、酒波を没めて復た出づるが如し。箜篌笙管の声、四絃六孔の響、兼ねて以て舞は天中に出で、歌は樑上に伝う。君歎じて曰く、「高きに処らば必ず危く、才有らば当に弊るべし。五十の年至り難し、大夫の位詎ぞ登らん。」と。但だ燭を秉りて夜に遊ぶを事とし、優なるかな卒歳。

彼は初めから全く仕官する気がなく、高位高官を得ても危険なだけであると歎じて、一生風流の生活に引きこもったという。以上のように、崔博と崔徳はいずれも俗世での希望を絶ち、超然として生きる道を選んだ。特に崔徳の「高きに処らば必ず危く、才有らば当に弊るべし。」云々という発言からは厭世観すらうかがわれる。なぜ彼らは若い頃からそのように悲観的な考えを抱いていたのか。その背景には、やはり先述した「『十六国春秋』を出した一族」という汚名があったと思われる。このため、仕官しようにも東魏・北斉政権に受け入れられない状況があったのではないかと推察されるのである。

なお崔博と崔徳の墓誌には、他にも一族の苦境が垣間見える部分がある。それは祖先と本貫地に関する記載である。これについては王華山氏が既に詳しく論じている。[7] ここでは王氏の所説に拠って、そのことについて述べる。両墓誌をみると、ともに「十二世祖」として三国魏の崔琰を挙げている。これはそれ以前の東清河崔氏墓誌には見られず、両墓誌に至って初めて見られるものである。そこで系図を調べてみると、崔琰は東清河崔氏とは別系統であり、全く繋がらない。[8] つまり、両墓誌で崔琰を祖先としているのは詐称ということになる。ではなぜこのような詐称をしたのだろうか。東魏から北斉には、清河崔氏の中でも「清河大房」と呼ばれる家系が隆盛した。例えば崔㥄は北魏末に高歓の挙兵に参与し、東魏では徐州刺史、太常卿、秘書監、七兵尚書などを歴任し、北斉初には侍中・監起居に至った。その子の崔瞻も給事黄門侍郎、太子中庶子、散騎常侍、太常少卿、尚書吏部郎中、驃騎大将軍などを歴任した（『北斉書』巻二三）。他にも「清河大房」からは多くの人物が東魏北斉に出仕している。この一族こそは崔琰を祖先とする家系であった。このことをふまえると、崔博と崔徳の墓誌における祖先の詐称には、自らの一族を当時繁栄していた「清河大房」と関係づけることで、没落

した自家の社会的地位を高めたいとの意図が込められていたのではないかと推察される。

またこれに関連して、両墓誌では本貫地がかつての「東清河鄃」から「清河武城」に変更されている点も注目される。北斉では天保七年（五五六）に郡県の改組が行われ、これにより東清河郡は広川郡とともに東平原郡に合併され、鄃県もなくなった。[9] 本貫の変更はこれに伴う措置と思われる。ただこの時東清河崔氏一族のすべてが「清河武城」に変更したわけではないようである。崔光の次子の崔劼は東魏北斉に仕えて顕官を歴任し、中書令に至った人物であるが、『北斉書』巻四二、崔劼伝の冒頭には本貫についてこう記される。

崔劼、字は彦玄、本は清河の人なり。曾祖曠、南のかた河を渡り、青州の東に居る、時に宋氏河南に於いて冀州を立て、郡県を置く、即ち東清河郡の人と為る。南県分易し、更に東平原貝丘[10]の人と為るなり。

これによれば崔劼ははじめ「東清河郡人」であり、北斉による郡県改組を経て「東平原貝丘人」になったという。つまり彼は一貫して実際の居住地をもって本貫地と称していたことになる。これに対し、崔劼と同じく東平原郡貝丘県に居住していたはずの崔博と崔徳が「清河武城人」と称したのは、古くからの清河崔氏の本貫地表記に準じたものであり、郡望としての「清河崔氏」の一員であることを示そうと意図したものといえる。かつて「東清河鄃人」と称し、他の清河崔氏とは異なる存在であることを標榜していたこの一族は、いまや「清河武城人」と改称し、衰退しゆく自家が名門であることを必死に示そうとしていた。ここにも北斉における一族の苦境を見て取ることができる。

① 東魏元象元年（五三八）「崔混墓誌」の録文は前掲注、趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』三二六～三二八頁など、拓本写真は前掲注、山東省文物考古研究所「臨淄北朝崔氏墓」や山東省石刻芸術博物館『山東石刻芸術選粋 歴代墓誌巻』などに収録される。

② 崔混の母、すなわち崔鴻の夫人については文献には記載がないが、墓誌が出土しており、姓名を張玉憐という。「張玉憐墓誌」（趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』三一九～三二〇頁）によれば東魏の天平三年（五三六）正月に亡くなり、翌年二月丙寅（一日）に崔鴻の墓に合葬された。正史には、この崔混の母の死去からその二年後に崔混が死ぬまでの間に、青斉地方で反乱が起きたという記述はない。したがって、崔混墓誌にいう反乱が誰が起こしたものであるかは不明である。あるいは天平二年（五三五）四月に起きた前青州刺史侯淵の反乱を指すのか

もしれないが、よくわからない。

③『魏書』巻一二、孝靜帝紀によれば、この間、天平三年七月、同四年四月、元象元年正月の三回大赦が行われている。崔混はそのいずれかで罪を許されたものとみられる。

④ 崔肇師は青州房の崔亮の孫であり、東清河崔氏とは別系統であった。前掲注、劉馳「清河崔氏世系表」参照。

⑤ 北斉武平四年（五七三）「崔博墓誌」の録文は前掲注、趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』四五九～四六〇頁など、拓本写真は前掲注、山東省文物考古研究所「臨淄北朝崔氏墓」や山東省石刻芸術博物館『山東石刻芸術選粋　歴代墓誌巻』などに収録される。

⑥ 北斉天統元年（五六五）「崔徳墓誌」の録文は前掲注、趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』四二七～四二八頁など、拓本写真は前掲注、山東省文物考古研究所「臨淄北朝崔氏墓」や山東省石刻芸術博物館『山東石刻芸術選粋　歴代墓誌巻』などに収録される。

⑦ 王華山「臨淄崔氏墓誌所載「十二世祖琰」考析」（『管子学刊』二〇〇八年第一期）。

⑧ 前掲注、劉馳「清河崔氏世系表」参照。

⑨ この措置には、名門貴族の地方における影響力を削ぐ意図があったという。侯旭東「地方豪右与魏斉政治―従魏末啓立州郡至北斉天保七年并省州郡県」（『中国史研究』二〇〇四年第四期）参照。

⑩ ここは原文では「南平原」とあるが、中華書局本『北斉書』の校勘記により「東平原」に改めた。

おわりに

本稿で考察した結果をまとめると、以下の通りである。

①東清河崔氏一族は四世紀末に後燕に従って河北から青斉に移住し、その後南朝宋に仕えたが、四六九年の北魏による青斉侵略の際に北魏に帰順し、捕虜として平城近郊の平斉郡に強制移住させられた。

②一族の崔光はその深い学識をもとに孝文帝のブレーンとなった人物であり、漢化政治で様々な役割を果たした。注目すべきは、長きにわたり国史編纂を担当したことである。崔光の国史はそれまでの国史と異なり、新たに紀伝体を採用するとともに、孝文帝の廟号改革に基づいて「太祖」道武帝以降を主たる叙述対象とする北魏史の構築を目指した。

③崔鴻もその学識を認められ、崔光とともに中央官を歴任した。特に史学の方面で才能を発揮し、『高祖起居注』・『世宗起居注』等の編纂に従事し、最終的に崔光から国史編纂の後継者に指名された。かかる境遇にあった彼が私的に編纂した『十六国春秋』は、崔光の国史以前の歴史をまとめるという意図のもとに編纂されたと考えられる。

④北魏後期には、十六国は東晋・宋・斉・梁と一括して北魏史の中に組み込まれるべきであるという歴史認識もあった。そうした状況下では、『十六国春秋』のように「十六国」という独自の一時代を設定することは、十六国と同時代に存在した代国を軽視した筆法であると非難される可能性があった。

⑤『十六国春秋』の本編では、十六国が称した年号をそのまま使用している。またその年表においては、北魏建国以前の部分について西晋・東晋の年号を用いて十六国の出来事を編年していたと思われる。これらの筆法は代国と北魏に対する配慮を欠いた「失体」に該当したものと思われる。

⑥東清河崔氏の中でも崔鴻の親族は東魏北斉に仕官しなかった。これは「『十六国春秋』という問題の書を作った崔鴻の一族」という汚名を背負っていた影響と推察される。

『十六国春秋』の編纂には、川本芳昭氏が挙げた北魏の正統観念の問題に加えて、国史の問題が密接に関係していた。崔鴻が弱冠にして抱いていた「著述の志」とは決して単なる歴史趣味ではなく、伯父の崔光とその国史の影響下に生じたものであったと考えられる。しかし北魏後期から東魏北斉においては漢人と代人の間で歴史認識の対立があり、その中で代国と時代的に重なる十六国の歴史を記述することは非常に難しい問題であり、おそらく万人が納得できるものを作ることは不可能であった。結果的に『十六国春秋』は批判に晒され、崔鴻の一族は没落の憂き目にあったのである。

ところで、夙に唐の劉知幾も『史通』内篇巻七、探賾で指摘しているように、『十六国春秋』の筆法と内容は群雄割拠の時代の歴史を叙述したものとして妥当性を持っており、崔鴻は一歴史家として公平な目で十六国を扱っていたといえる。おそらくそうした内容の確かさゆえに『十六国春秋』は後世に十六国史の基礎史料として利用され、また「十六国」という歴史認識も時代を経て認知されるに至った。そうした『十六国春秋』の後世への影響については今後の課題としたい。

【付記】 本稿は二〇一〇年八月二七日～二九日に台湾大学で開催された「第四届中国中古史青年学者国際研討会」での口頭報告をもとに再構成したものである。また、本稿は公益財団法人サントリー文化財団二〇一一年度「若手研究者による社会と文化に関

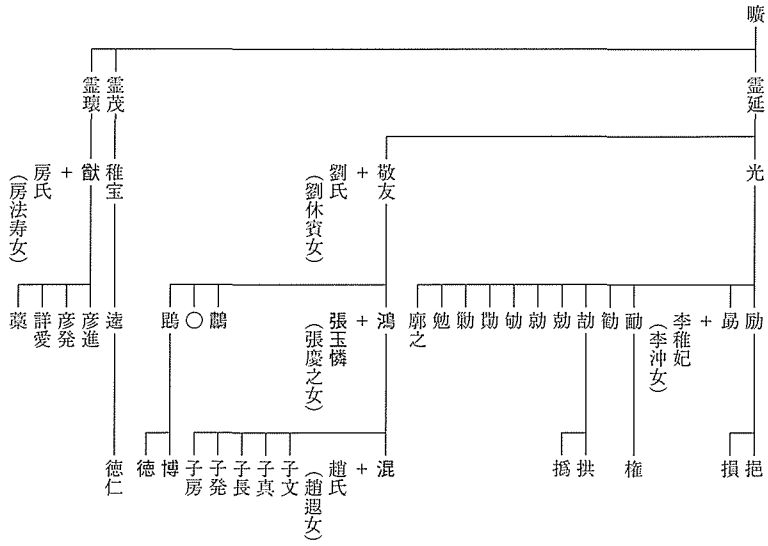

東清河崔氏系図

※『魏書』巻六七，崔光伝，『北斉書』巻四二，崔劼伝，『新唐書』巻七二下，宰相世系表下，南祖崔氏，および墓誌を基に作成。ゴシックは墓誌が出土。

する個人研究助成」（鳥井フェロー）による研究成果の一部である。

（明治大学文学部兼任講師）

The Cui 崔 Family from East Qinghe 清河 in the Northern Dynasties: A Study on the Background of the *Shiliuguochunqiu* 十六国春秋 of Cui Hong 崔鴻

by

KAJIYAMA Satoshi

The Cui 崔 clan from East Qinghe 清河 prospered during the latter half of Northern Wei as the family in charge of historical studies. This paper reviews the family's development from Northern Wei to Eastern Wei and Northern Qi, and in the process, considers the background of how a member of the family, Cui Hong 崔鴻, came to compile the history of the Sixteen Kingdoms period, the *Shiliuguochunqiu* 十六国春秋. Additionally, the paper examines the reason behind Cui Hong's hesitation to publicize the work during his lifetime, taking into account the situation surrounding the contemporary understanding of history.

The Cui of East Qinghe followed the Hou Yan 後燕 kingdom from Hebei 河北 to the Qingqi 青斉 region (Shandong Province) at the end of fourth century. After the move, the family served the Southern dynasties kingdom of Song 宋, but submitted to Northern Wei during the 469 C.E. conquest of Qingqi. The family was then forced to move to Pingqi-jun 平斉郡 on the outskirts of the capital, Pingcheng 平城. However, the family later grew famous when Cui Hong's uncle, Cui Guang 崔光 rose to a position of pivotal importance. Due to his extensive knowledge, Cui Guang served as an advisor to Xiaowendi 孝文帝, and played many roles in the Hanization-oriented policies during the latter half of the Northern Wei. It is worth noting that Cui Guang was entrusted with the compilation of the *Guoshi* 国史 for a lengthy period. What differentiated Cui Guang's *guoshi* from the previous Northern Wei projects was that in addition to adopting the style of biographical history (紀伝体), he aspired to construct a history of Northern Wei that focused mainly on the history after "Taizu 太祖", Daowudi 道武帝, the founder who had renamed the country "Wei."

Meanwhile, Cui Hong was also recognized for his excellent scholarship, and together with his uncle, successively held various positions in the

central government. He especially proved his talent in the genre of historical studies, and participated in the compilation of records such as the *Gaozu Qijuzhu* 高祖起居注 and the *Shizong Qijuzhu* 世宗起居注. Because of this, he was eventually appointed by Cui Guang as his successor in the role of compiler of the *guoshi*. This was the situation in which Cui Hong privately compiled the *Shiliuguochunqiu*. Thus, one can assume that Cui Hong saw Cui Guang's *guoshi* that recorded events after Daowudi as the prerequisite for his own effort, and compiled the *Shiliuguochunqiu* with the intention of recording the history before the *guoshi*.

However, during the latter half of Northern Wei, there was conflict in historical interpretation between the Han and the Dai 代. One of the controversies among them would have been whether the Dai history should be included in the *guoshi* and that kingdom considered as the predecessor to the Northern Wei. Under such circumstances, it was extremely difficult and a delicate issue to record the history of the Sixteen Kingdoms that were contemporary to the Dai. Recognizing the Sixteen Kingdoms as an independent era as in the *Shiliuguochunqiu* could have led to criticism that the record was belittling Dai. Cui Hong most likely hesitated to publicize the record for this reason.

After Cui Hong's death, his son Cui Hun 崔混 presented the book to the imperial court. As a result, the book came under heavy attack during the Eastern Wei, and led to the downfall of Cui Hong's family.